

問 1

【出題意図】

具体的事実の錯誤における、方法の錯誤の事案に関する事例問題である。

本事案が具体的事実の錯誤における、方法の錯誤の事案であることを指摘したうえで、学説の争いに言及し、どのような結論の違いがあるかを明確に説明できるかがポイントである。

方法の錯誤の場合において、客体の錯誤の場合とは異なり、法定的符合説によれば意図しなかった客体に対しても故意犯が成立するが、具体的符合説によれば故意犯は成立しない、という点を指摘する。その上で、新宿びょう打ち銃事件（最高裁昭和 53 年 7 月 28 日判決）に言及し、判例の立場が法定的符合説の数故意犯説の立場にあることを説明してあれば、なおよい。

【採点講評】

本問は、具体的事実の錯誤における、方法の錯誤の事案に関する事例問題であるが、この点を指摘するものは少なかった。

方法の錯誤の場合においては、客体の錯誤の場合とは異なり、法定的符合説によれば意図しなかった客体に対しても故意犯が成立するが、具体的符合説によれば故意犯は成立しない。この点を指摘した上で、新宿びょう打ち銃事件（最高裁昭和 53 年 7 月 28 日判決）に言及し、判例の立場が法定的符合説の数故意犯説の立場にあることを説明してあれば、高い評価が得られるが、最高裁判決に言及したものはみられなかった。

問 2

【出題意図】

公務に対する業務妨害罪が成立するかどうかに関する出題である。

X が妨害したのは市議会議長の議事運営という公務であるけれども、妨害に用いられた手段は公務執行妨害罪上の暴行・脅迫には該当しない軽微なものである。そこで、威力業務妨害罪として処罰することが考えられる。

そこで、業務妨害罪で公務を保護することが許されるか、許されるとすればどの範囲においてかが問題となる。この点については学説が分かれており、学説の対立状況を的確に説明できるかがポイントとなる。新潟県議会事件（最高裁平成 12 年 2 月 17 日決定）等、関連判例に言及してあれば、なおよい。

【採点講評】

X が妨害したのは市議会議長の議事運営という公務であるけれども、妨害に用いられた手段は公務執行妨害罪上の暴行・脅迫には該当しない軽微なものであるから、公務執行妨害罪は成立しない。この点を指摘してある答案があったのはよかったと思われる。

そのうえでさらに、公務執行妨害罪は成立しないが、威力業務妨害罪として処罰することが考えられるため、業務妨害罪で公務を保護することが許されるか、許されるとすればどの範囲においてかがさらに問題となるが、この点に言及するものは少なかった。

問題3

【出題意図】

告訴に関する基本的な知識を問おうとしたものである。

【採点講評】

基本的な事柄を問うたものであり、どの教科書においても必ず触れられているものである。全体的に見て、答案の出来は良かったように思われる。今後も、受験生の皆さんには、学部段階で獲得した知識を、余すところなく、答案において披瀝していただきたい。